

石巻地方広域水道企業団
障害者活躍推進計画
【第2期】

(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

石巻地方広域水道企業団

はじめに

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者の雇用の促進と障害のある職員が、その意欲と能力を十分に発揮できるような職場環境を整備することを目的に策定するものです。

令和7年4月

石巻地方広域水道企業団 企業長

石巻地方広域水道企業団 議会議長

石巻地方広域水道企業団 代表監査委員

1 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

ただし、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として事務局長を選任しています。

○雇用する障害者が5人以上になった場合には、障害者職業生活相談員を選任します。

○本計画の推進に当たっては、障害者である職員に意見を求めるなど障害者の活躍を推進するための体制及び環境を整備します。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

○必要に応じて、更なるバリアフリー化を推進します。

○障害者である職員からの要望等を踏まえ、就労支援機器の購入や必要に応じた作業手順の見直しなどを検討します。

○新規に採用した障害者については、定期的に面談を行い、必要な配慮等を行います。

(2) 募集及び採用

○募集及び採用に当たっては、次の取扱いをしないようにします。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

(3) 働き方

○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

○必要に応じて、柔軟な時間管理制度の導入を検討します。

(4) その他

○中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や通院等への配慮を行います。

4 障害者の活躍の推進に向けた目標

(1) 障害者の雇用について

○現状把握

(令和6年6月1日現在)

| 法定雇用率 | 現在の雇用率 | 雇用すべき人数 | 現在の雇用人数 |
|-------|--------|---------|---------|
| 2.80% | 3.23% | 3人 | 4人 |

※算定基礎労働者数は124人で算定する。

※重度身体障害者は2人としてカウントする。

○現在の雇用率は法定雇用率を上回っており、今後も、法定雇用率を満たす雇用率の維持に努めます。

(2) 障害者の定着について

○現状把握

(令和6年6月1日現在)

| 定着率 | 平均勤続年数 |
|------|--------|
| 100% | 3年 |

※定着率は、過去5年間で採用された障害者のうち1年以上勤務した者の割合とする。

※平均勤続年数は、過去5年間で採用された障害者の勤続年数により算定する。

○障害のある職員が安心して働ける職場づくり等により、不本意な離職を生じさせないようにし、定着率100%の維持を目指します。

5 障害者の活躍の推進に向けた具体的な取り組み

○状況に応じて、障害者対象の職員採用試験を実施します。

○障害のある職員に対し、所属長による面談を定期的実施します。